**特定路外駐車場の設備等に関する審査表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 共用開始予定日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 提出区分 | □　新規　（　第１号様式　）□　変更　（　第１号様式　） | 前回提出年月日 |
| 平成　　年　　月　　日 |
| 駐車場管理者 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 駐車場の名称 |  |
| 駐車場の位置 |  |
| 区域の面積 | ㎡ | 届出書・地形図・平面図の記載及び縮尺等 | 合・否 |
| 駐車場の用に供する部分の面積・駐車台数 |
|  | 一般公共の用に供する部分の面積・駐車台数 | ㎡ | 台 |
| それ以外の部分の面積・駐車台数 | ㎡ | 台 |
| 車路等の面積 | ㎡ |  |
| 特定路外駐車場に該当する駐車場 | １　道路の路面外に設置される駐車のための施設であって、一般公共の用に供され、かつ、駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であるもの※道路の附属物、公園施設、建築物又は建築物の附属施設となっているものを除く。 | バリアフリー新法の届出及び駐車場法の技術的基準の遵守が必要 |
|  |
| **根拠法令等** | **特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準** | **判定** | **数値等** |
| **省令第２条****（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）** | ①　車いすを使用している者が円滑にりようすることができる駐車施設を１以上設けている。 | 合・否 |  |
| ②　路外駐車場車いす使用者駐車施設について |  |  |
|  | ■幅を350㎝以上確保している。 | 合・否 |  |
| ■当該駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をしている。 | 合・否 |  |
| ■省令第３条の路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けている。 | 合・否 |  |
| **省令第３条****（路外駐車場移動等円滑化経路）** | ①　路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち１以上が、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）となっている。 | 合・否 |  |
| ②　路外駐車場移動等円滑化経路について |  |  |
|  | ■経路上に段差を設けていない。段差がある場合、傾斜路を併設している。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する出入口の幅は、80㎝以上ある。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する通路の幅は、120㎝以上ある。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する通路には、50ｍ以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けている。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する傾斜路は、幅を120㎝以上確保している（段に併設する場合は、90㎝以上確保している）。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する傾斜路は、勾配が１／１２を超えていない（高さが16㎝以下のものについては、１／８を超えていないか）。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する傾斜路は、高さが75㎝を超え、かつ、勾配１／２０を超えるものについて、高さ75㎝以内ごとに踏幅150㎝以上の踊り場を設けている。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する傾斜路は、勾配が１／１２を超え、又は高さが16㎝を超え、かつ、勾配１／２０を超える傾斜がある部分には、手すりを設けている。 | 合・否 |  |
| **省令第４条****（特殊の装置）** | 　特殊の装置を用いている場合、その装置は国土交通大臣が前２条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めているか。 | 合・否 | 大臣認定の写しを添付。 |
| **鹿部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例** | 　障害者用駐車施設の数　・全体駐車台数200以下：全体駐車台数×1/50以上　・全体駐車台数200以上：全体駐車台数×1/100＋2以上 | 合・否 |  |

